業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号。以下「平成二十七年改正法」という。）附則第二十二条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十七年改正法第五条の規定による改正前のガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第四十五条の二に規定する監査（附則第四条において「旧一般ガスみなしガス小売事業者に対する監査」という。）に関する事務をつかさどる。 （ネットワーク事業監視課の所掌事務の特例） **第三条**　ネットワーク事業監視課は、第四条各号に掲げる事務のほか、平成二十七年改正法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日までの間、委員会の所掌事務に係る平成二十七年改正法第五条の規定による改正後のガス事業法第五十一条第一項に規定する約款（附則第五条において「最終保障供給約款」という。）に関する事務をつかさどる。 （小売取引検査管理官、上席小売取引検査官及び小売取引検査官の所掌事務の特例） **第四条**　小売取引検査管理官は、第五条第二項に規定する事務のほか、当分の間、みなし小売電気事業者に対する監査及び旧一般ガスみなしガス小売事業者に対する監査に関する事務に従事する。 2　上席小売取引検査官は、第五条第三項に規定する事務のほか、当分の間、みなし小売電気事業者に対する監査及び旧一般ガスみなしガス小売事業者に対する監査に関する事務に従事する。 3　小売取引検査官は、第五条第四項に規定する事務のほか、当分の間、みなし小売電気事業者に対する監査及び旧一般ガスみなしガス小売事業者に対する監査に関する事務に従事する。 （統括ネットワーク事業管理官、上席料金専門官及び料金専門官の所掌事務の特例） **第五条**　統括ネットワーク事業管理官は、第六条第二項に規定する事務のほか、平成二十七年改正法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日までの間、最終保障供給約款に関する事務に従事する。 2　上席料金専門官は、第六条第五項に規定する事務のほか、平成二十七年改正法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日までの間、最終保障供給約款に関する事務に従事する。 3　料金専門官は、第六条第六項に規定する事務のほか、平成二十七年改正法附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日までの間、最終保障供給約款に関する事務に従事する。	［削る］ ［削る］ ［削る］ ［新設］
（総合監査室の所掌事務の特例） **第二条**　総合監査室は、第五条第二項に掲げる事務のほか、当分の間、委員会の所掌事務に係る電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）附則第二十一条第一項に規定する監査及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号。以下「平成二十七年改正法」という。）附則第二十二条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十七年改正法第五条の規定による改正前のガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第四十五条の二に規定する監査という。）に関する事務をつかさどる。	［削る］

備考　表中の［　］の記載は注記である。